

契約電力等に関する特約条項

(契約電力)

- 第1条** 1 施設毎及び1 供給地点特定番号毎の契約電力は、仕様書のとおりとする。
- 2 契約電力の変更について必要があると認めるときは、発注者と受注者とは協議して定める。この場合において、必要があると認められるときは、契約単価についても、発注者と受注者とは協議の上変更するものとする。
- 3 発注者が前項の規定によらないで契約電力を超過した場合は、超過金の支払いについて発注者と受注者とは協議を行うものとし、超過金の支払いが適当であると認められたときは、発注者は、当該協議において決定された金額を超過金として受注者に支払うものとする。